農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律等の一部を改正する法律案の概要

Ⅰ　背　景

○　令和２年４月、輸出促進法が施行。農林水産物・食品の輸出額は堅調に推移し、令和3年の輸出額は初めて1兆円に到達。
○　輸出拡大をさらに加速化し、2025年２兆円、2030年５兆円の輸出額目標を達成するためには、さらなる施策の強化が必要。

Ⅱ　法律案の概要

1. 輸出促進法の改正

(1)　農林水産物・食品輸出促進団体（品目団体）の認定制度の創設

輸出品目ごとに、生産から販売に至る関係者が連携し、輸出の促進を図る法人を、法人からの申請に基づき、国が「認定農林水産物・食品輸出促進団体」として認定し、支援する制度を創設する。（第7章関係）

認定団体は、輸出先国でのニーズ調査等の調査研究や商談会参加等の需要開拓、輸出事業者に対する情報提供を行うほか、必要に応じて輸出促進のための規格の策定などの業務を行う。（第43条関係）

※　JETROによる援助の努力義務、食品等流通合理化促進機構による債務保証等の支援措置を講じる。（第49条～第52条関係）

(2)　認定輸出事業者に対する支援の拡充

輸出事業計画について国の認定を受けた輸出事業者に対する支援措置を拡充する。

①　輸出に対応する制度資金の創設（株式会社日本政策金融公庫法の特例）（第41条関係）
※　施設整備のほか、施設整備を伴わない長期運転資金や海外子会社への転貸等も対象

（輸出事業計画における施設等の整備に関する事項に基づく設備投資について、所得税・法人税の割増償却の特例を別途措置）

②　農地転用手続のワンストップ化（農地法の特例）（第39条関係）
※　転用可否の要件に変更なし（手続の簡素化）

(3)　民間検査機関による輸出証明書の発行

輸出証明書を速やかに発行できる体制を整備するため、国の登録を受けた民間検査機関が輸出証明書の発行を行える仕組みを創設する。（第5章関係）

※　輸出先国が、国や都道府県ではなく、民間機関による発行でも認める場合

2. 日本農林規格等に関する法律の改正

①　JAS規格の制定の対象に有機酒類を追加する。（第2条関係）

②　登録認証機関の有する事業者の認証に係る情報が他の登録認証機関に提供される仕組みを導入する。（第19条関係）

3. 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の改正

センターの業務に、認定農林水産物・食品輸出促進団体への協力業務を追加する。（第10条関係）

Ⅲ　施行期日

公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日